

令和7年6月26日

食品表示の適正化に向けた夏期一斉取締りについて

消費者庁は、食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期において、食品の表示・広告の適正化を図るため、都道府県等と連携し、食品表示法等の規定に基づき下記の取組を実施することとしましたので、お知らせいたします。

1 基本方針

不適切な食品の表示に対しては、消費者庁が横断的に取締りを行いつつ、地方出先機関を有し、監視業務についてのノウハウを有する農林水産省及び財務省並びに都道府県・保健所等が相互に連携し、食品表示の関係法令の規定に基づき効果的・効率的な取締りの執行体制を確保しているところです。

このような体制の下、食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期においては、次のとおり、食品表示の重点事項について、取締り等を行うこととしました。

2 夏期一斉取締りの実施について

国及び都道府県等においては、食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期において、食中毒などの健康被害の発生を防止するため、従来から食品衛生の監視指導を強化してきたところです。例年どおり、この時期に合わせ、食品等の表示の信頼性を確保する観点から、食品表示の衛生・保健事項に係る取締りの強化を全国一斉に実施します（別紙）。

1. 実施時期：令和7年7月1日から同月31日

2. 表示の適正化等に向けた重点的な取組

- (1) いわゆる「健康食品」等の監視指導について
- (2) 特定原材料及び特定原材料に準ずるものの取扱いについて
- (3) 経口補水液と誤認されるおそれのある表示への監視について
- (4) カンピロバクター食中毒対策の推進について
- (5) その他

① 食品リコール（自主回収）に係る主な発生原因を踏まえた注意喚起について

② 外食・中食における食物アレルギーに関する情報提供に係る啓発資材

の活用について

- ③ 遺伝子組換え食品に関する表示制度の周知啓発について
- ④ 原産地及び原料原産地名表示の適正化について
- ⑤ 健康食品の表示の適正化について
- ⑥ 「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の改正の周知啓発について

3. 主な監視指導事項

- (1) アレルゲン、期限表示等の衛生・保健事項に関する表示
- (2) 保健機能食品を含めた健康食品に関する表示
- (3) 生食用食肉、遺伝子組換え食品等に関する表示
- (4) 製造業者や販売業者等、業務用加工食品に関する表示
- (5) 食品表示基準に基づく表示方法の普及・啓発

本件に関する問合せ先

消費者庁食品表示課食品表示対策室

吉田、宮路、倉重

TEL : 03(3507)8800 (代表)

H P : <https://www.caa.go.jp/>

消食表第462号
令和7年6月11日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

消費者庁次長
(公印省略)

令和7年度食品衛生法等の規定に基づく食品等の表示に係る
夏期一斉取締りの実施について

食品等の表示に係る監視指導については、日頃から格別の御尽力を頂き、ありがとうございます。

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第22条の規定に基づく「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期において、食品等の表示の適正を確保する観点から、全国一斉に標記取締りを行うこととしました。

実施計画の策定に当たっては、貴管轄下の実情に応じて実行可能な範囲で、食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に定める表示事項（食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成27年内閣府令第11号）第7条第1項に定める事項に係るものに限る。）の遵守及び食品衛生法第20条に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止に関する監視指導を組み込んでいただくようお願いします。

また、食品表示基準については、継続的に制度改正が行われていることに鑑み、食品関連事業者等に対する食品表示の適正化に向けた継続的な周知啓発を行うための体制の整備に特段の御配慮をお願いします。

さらに、下記及び別添1の実施要領は、夏期一斉取締りに係る基本事項であることから、監視指導に当たっては、各都道府県等において、都道府県等食品衛生監視指導計画等に基づいて適宜事項を追加するとともに、景品表示法等の他法令に違反しているおそ

れのある表示を確認した際には、担当部署に情報提供するなど、引き続き、適切な連携対応をお願いします。

報告いただく実施結果については、集計の上、追って公表することとしていますので、御了知ください。

記

1. いわゆる「健康食品」等の監視指導について

機能性表示食品制度等の改正内容に留意されるとともに、社会的な関心が高まっているいわゆる「健康食品」の広告を含む表示について、監視体制の強化が求められるところ、食品表示基準第9条及び第23条の表示禁止事項に特に留意の上、食品表示基準に定められた表示事項及び遵守事項が遵守されるよう、食品関連事業者等に対し監視指導を徹底すること。

2. 特定原材料及び特定原材料に準ずるものの取扱いについて

令和5年3月9日付けで特定原材料として新たに追加されたくるみについて、令和7年3月31日付けで経過措置期間が終了していることから、食品表示基準に定められた表示事項及び遵守事項が遵守されるよう、食品関連事業者等に対し監視指導を徹底すること。

また、特定原材料に準ずるものであるカシューナッツは、症例数及び症例数に占める割合が増加していること、マカダミアナッツは令和6年3月28日付けで新たに特定原材料に準ずるものとして追加されたことから、アレルギー表示をしていない食品関連事業者等に対し、可能な限り表示するよう促すこと。さらに、まつたけは令和6年3月28日付けで特定原材料に準ずるものから削除されたことから、アレルギー表示の削除を促すこと。

3. 経口補水液と誤認されるおそれのある表示への監視について

経口補水液については、特別用途食品制度における個別評価型病者用食品として許可されたもの以外に、あたかも病者用食品であるかのように表示している事例が確認されていたため、令和5年5月に特別用途食品の許可基準型病者用食品に「経口補水液」の区分を新設した。

これに合わせ、「特別用途食品たる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について」（令和5年5月19日消食表第245号消費者庁食品表示企画課長通知、最終改正：

令和6年12月10日付け消食表第1078号¹⁾を発出し、「経口補水液」と表示している既存の清涼飲料水の取扱いについては、許可基準型の表示許可を取得するなど、必要な対応を令和7年5月末までの間に講ずることについて周知を図った。その後、令和6年12月10日に健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）を一部改正し、経口補水液と表示する商品については、表示許可を取得すべきことを法令上に位置づけた（令和7年6月1日施行）。特別用途食品の許可を得ずに「経口補水液」と表示を行っている食品関連事業者等を確認した場合には、食品表示課保健表示室まで連絡すること。

さらに、上記通知の記中の5.に示す、販売店等における陳列等については、「特別用途食品「経口補水液」販売時における陳列・掲示について」（令和5年11月20日付け消費者庁食品表示企画課事務連絡）により、一般社団法人日本チェーンドラッグ協会からの陳列・掲示方法を連絡したところである。販売店舗等において、特別用途食品として許可を受けた経口補水液を清涼飲料水と区別せず同一の棚に陳列して販売するなど、誤認させない方法と異なる陳列・掲示を行っていることを把握した際は、事務連絡を参考にし、販売店舗等に対して誤認させないための陳列・掲示方法を周知すること。

4. カンピロバクター食中毒対策の推進について

カンピロバクター食中毒は、日本で発生している細菌性食中毒の中で、近年、発生件数が最も多く、令和6年においても事件数208件、患者数1,199人（厚生労働省公表食中毒統計）で推移していること、及び「食品健康影響評価のためのリスクプロファイル～鶏肉等における *Campylobacter jejuni/coli* ～（改訂版）」（令和3年6月内閣府食品安全委員会公表）において、「国内の食鳥と体や市販鶏肉の汚染状況及び食中毒発生状況を考慮すると、加熱用の鶏肉が、生食又は加熱不十分な状態で喫食されないよう、リスク管理機関は、食鳥処理場から出荷される鶏肉について、飲食店営業者が客に提供する際に加熱が必要である旨を表示等で確実に情報伝達すること及び食中毒発生時の再徹底を一層強めていくべきである。」と示されていることに鑑み、カンピロバクター食中毒の予防対策について、引き続き、加熱が必要である旨の確実な情報伝達等により、加熱用の鶏肉等が生食又は加熱不十分で提供されることのないよう、「鶏肉によるカンピロバクター食中毒を発生させないために」²⁾の啓発パンフレット等を活用し、食品衛生部局と連携しつつ、食品関連事業者等への周知啓発を図る

¹⁾

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/assets/food_labeling_cms206_241210_20.pdf

²⁾

https://www.caa.go.jp/publication/pamphlet/#food_attention

こと。

5. その他

(1) 食品リコール（自主回収）に係る主な発生原因を踏まえた注意喚起について

食品表示法に基づく自主回収については、運用を開始した令和3年6月1日から令和7年3月末時点までの届出状況の集計値を消費者庁ウェブサイトにおいて公表しており、令和6年度における届出件数の実績は、1,466件となっている。自主回収の主な発生原因として、スーパー等の販売業及び製造業のアレルゲン表示、期限表示及び保存方法の誤記載、表示漏れ等が大半を占めていることから、特にこれらの誤記載、表示漏れ等がないよう注意喚起すること。

その際、食品表示法に基づく自主回収の届出状況（運用開始（令和3年6月1日）～令和7年3月末時点）³を活用すること。

また、令和7年5月13日付けで「食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出について」及び「食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出に係る電子申請システムへの入力要領及び記載要領に関する留意事項について」の一部改正を通知したところ、併せて食品表示課から周知しているリーフレット⁴も用いて改正の趣旨について食品関連事業者等への周知を図ること。

(2) 外食・中食における食物アレルギーに関する情報提供に係る啓発資材の活用について

外食・中食における食物アレルギーに関する情報提供については、「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」（平成29年厚生労働省告示第76号）の令和3年度一部改正において、「国は、外食事業者等が行う食物アレルギー表示の適切な情報提供に関する取組等を積極的に推進する。」旨が追記・修正されたことから、情報提供の取組の一環として、外食・中食事業者や消費者（以下「事業者等」という。）向けに、外食・中食における食物アレルギーに関する理解を深めるための啓発資材を作成したところ。

今後、外食・中食における食物アレルギーについて、より広く事業者等に知ってもらい、外食・中食事業者には対応可能な範囲で取組を行ってもらうため、「外食・中食

³

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_recall/asset/s/food_labeling_cms203_250428_01.pdf

⁴

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/amendment_t_001#amendment_005

における食物アレルギーに関する情報提供に係る啓発資材の活用について（協力依頼）」（令和5年3月23日付け消食表第129号、4新食第2930号 消費者庁食品表示企画課長、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課長通知）のとおり、事業者等に対して可能な限りより一層の周知啓発を図ること。

（参考）外食・中食に係る啓発資材一式

①ポスター

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_230324_01.pdf

②リーフレット

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_230324_02.pdf

③外食・中食事業者向けパンフレット

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/efforts/assets/food_labeling_cms204_240509_04.pdf

④消費者向けパンフレット

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/efforts/assets/food_labeling_cms204_240509_02.pdf

（3）遺伝子組換え食品に関する表示制度の周知啓発について

食品表示基準に基づく遺伝子組換え食品に関する表示制度については、これまでは、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産管理が行われた旨の任意表示に代えて「遺伝子組換えでない」との表示も可能としてきた。しかしながら、分別生産流通管理をしても遺伝子組換え農産物が混入している可能性があるにもかかわらず「遺伝子組換えでない」と表示する事例が確認されており、それを消費者の誤認防止や表示の正確性の担保の観点から問題があるとして、「遺伝子組換えでない」旨の表示ができるのは、遺伝子組換え農産物の混入がないことが科学的に検証できる場合に限定することを内容とした食品表示基準の改正が平成31年4月に行われ、令和5年4月に施行されたところ。

なお、遺伝子組換え農産物が混入しないように「分別生産流通管理」が行われたことを確認しただけのものについては、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理した旨、例えば、「遺伝子組換え混入防止管理済み」等の表示を可能とすることとし、より消費者に分かりやすい表示とすることとした。本制度の改正について、遺伝子組換え表示制度パンフレット⁵を活用するなどにより、食品関連事業者等への

周知啓発を図ること。

(4) 原産地及び原料原産地名表示の適正化について

令和6年度における食品表示法に基づく指示・公表の実績は、国や都道府県等全体で29件となっており、そのうちの23件が原産地及び原料原産地名（以下「原産地等」という。）の表示違反となっているところ、事実と異なる原産地等を表示して販売する行為は、食品表示制度に対する消費者の信頼を揺るがしかねないことから、これらの被疑を確認した場合には、食品関連事業者等に対し監視指導を徹底すること。

(5) 健康食品の表示の適正化について

近年、国民の健康志向の高まりから、健康食品が広く普及する中、健康保持増進効果等を期待させるような虚偽誇大表示等に該当するおそれのある広告等が見受けられる。このため、健康食品を販売する事業者に出向く際には、消費者庁が公表している「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について（冊子）」（平成28年6月30日公表、令和4年12月5日一部改定）⁶を配布するなど、周知啓発を図ること。

(6) 「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の改正の周知啓発について

本ガイドラインは、食品ロス削減の観点と食品の安全性の確保に関する科学的知見に基づく観点から、消費期限又は賞味期限を設定できるよう策定したものであり、令和7年3月28日に公表されたところ。

本ガイドラインを踏まえて、食品の特性等に応じて、科学的・合理的な根拠に基づく期限及び安全係数の設定を自ら考えて行うよう食品関連事業者等への周知啓発を図ること。

以上

消費者庁食品表示課食品表示対策室
担 当：吉田、宮路、倉重
電 話：03-3507-8800（代表）
e-mail：g.shokuhytai@caa.go.jp

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/genetically_modified/assets/food_labeling_cms201_240401_02.pdf

6

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/assets/representation_cms213_230131_01.pdf